

令和7年度 子ども育ちの家「て・い・く」事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 利用者本人の最善の利益を保障する。
子どもたち一人ひとりのニーズを把握し具体的な支援を確立する。
- (2) 地域社会への参加を推進する。
社会資源を活用し地域に根差した一体的な活動を目指す。
- (3) 家族支援の充実を図る。
子育てについて連携しペアレント・トレーニングを推進する。
- (4) 集団及び社会性の充実に努める。
体験活動を充実させ異年齢集団によるコミュニケーション力やソーシャルスキルを身につける。
- (5) 「て・い・く」のめざす子ども像の実現に向けて取り組む。
日々の活動をとおして子どもたちの育ちを明確にする。

子ども育ちの家「て・い・く」は令和7年9月1日に9年目を迎える。令和6年度の延べ利用者数は3サービスを合わせると7千人を優に超え毎年前年度を上回ってきた。令和7年度においてもこの傾向は変わらないと推測できる。他方、障害児通所支援事業所は対外的にも一定の評価が加わるようになると社会的貢献等も問われようになるため一層の責務を自覚する必要がある。

運営面においては令和6年4月に処遇改善加算の改定が実施された。これにより加算請求の大幅な見直しが必要になり個別サポート加算や長期休業及び祝土曜日の延長加算申請等に時間を費やした。併せて児童指導員等配置加算も申請したが市においては改定前後の問合せが相次ぎ、申請後の不可がないまま数箇月が経過し請求業務は混乱を極めた。その背景もあり事業所としての収支計画は立て辛い時期もあった。令和5年8月から続いた自己評価未公開による減算は令7年1月末を持って終了し2月からは収益増の見通しがようやくついた。

その経過も踏まえ令和7年度は冒頭の運営基本方針に加えて、ア 安全安心に基づくサービスの提供 イ 事業収入の安定的な運営 の2つを加える。

2 サービスの内容

- (1) 延長加算を申請した昨年4月からは利用者数を増やすために祝・土曜日の活動に力を入れてきたことによって成果は数値に反映された。特に「バス・ハイク」等は内容によって参加人数が大きく影響されるため早め早めの案内や人数掌握を徹底して取り組む。
- (2) 「て・い・く」は一体型の多機能事業所として令和5年5月、定員増とサービス内容の充実を目的に児童発達支援管理責任者を2人体制にした。併せて日中一時支援A型事業の利用者も定着しサービス内容も具体化してきた。今年度はより事業の安定化を図り児童発達支援管理責任者を中心としたサービスの提供に努める。
- (3) 「て・い・く」は毎年自己評価表を作成し、保護者等の外部評価を加えて内容の改善や工夫に取り組んできた。今年も利用者及び保護者のニーズが反映されているか、関係機関や地域においても良好な関係が築かれているかなどを検証する。

- (4) 障害児通所支援システム「hug」を導入して4年目になる。令和5年度から自己評価はスマートフォンを使ってアンケートを実施している。他にも事業所が独自に調査するアンケートはスマートフォンを活用している。国保連関係の請求業務においても電子決裁を導入するなど事務処理の効率化、負担軽減に力を入れてきた。今年度も職員全員にノートパソコンを支給し平時の記録や個別支援計画の作成、職員会議等におけるペーパーレス化などを推進する。
- (5) 「て・い・く」のストレングスは子どもたちが伸び伸びと遊べる広々とした空地进行を保有していることである。空地の活動は無限大で日々子どもたちの歓声と感動の場面にも遭遇する。この貴重な環境を維持・管理とともに安全安心な場であるように対策を徹底する。
- (6) 昨年度は廃校跡地を借用して活動に取り入れた。今年度は体育館も全面借用して活動の幅をより広げたい。また、「て・い・く」独自の「バス・ハイク」は他の事業所との差別化を図るためにも継続していく。場所等については1年～2年で見直し祝日・土曜日における利用者増に今後とも繋げる。

(1) 営業日について

「て・い・く」は障害児通所支援事業所として平成31年4月に運営規程を見直し土曜日及び祝日も営業を始めた。近年は平日以外に仕事をされている保護者も多く、家族支援としても重要である。毎月の営業日は平均でほぼ25日、年間300日程営業をしている。利用者の増加に伴い月平均で920回ほど送迎車を動かしているが、学校数の増加に伴い下校時刻が重なると送迎者や車両が不足することもある。

近年は大型台風の接近や局地的な豪雨など気候の変更に大きく影響（臨時休校）されがちである。「て・い・く」においては安全安心を第一に風雨災害による園児、児童・生徒の安全確保のため下校時刻の対応にも迅速に対応してきた。今年度も引き続き動向を見極めながら対処したい。

(2) 支援体制（一の多機能型事業所）＋（日中一時支援（A型）事業）

「て・い・く」は小規模の障害児通所支援事業所でこれまで職制は導入していなかった。近年、利用者の増加とともに職員数も増え、活動内容の充実や危機管理等に係る責務が極めて重要になってきた。よって多機能型事業所として職員全体の支援業務を執りまとめる支援長を新たに配置し充実・安全・安心の業務運営を目指す。

事 業 名		
児童発達支援事業 (定員１０人)	放課後等デイサービス (定員２０人)	日中一時支援（Ａ型） (定員８人)
西区城山下代４丁目１０－１６	西区上高橋一丁目６番１９号	西区上高橋一丁目６番１９号
管 理 者		
ヘルパー及び喀痰研修 自動車２種免許状	小・中・高等学校教員免許 養護学校二種免許	
児童発達支援管理責任者		
自発管（保育士・幼稚園教諭） 専門コース（意思決定支援） ※更新講習修了・専門講習修了	児発管（社会福祉士）	不要

支援長 (児発管 QJT 対象者)		
保育士 3 人	児童指導員 3 人 (兼務)	児童指導員 1 人 (臨時)
利用者目標		
1 日 1 0 人 月平均 1 6 0 人 (定員) (2024 年 146 人)	1 日 2 0 人 月平均 5 0 0 人 (定員) (2024 年 460 人)	1 日 8 人 月平均 5 0 人 (定員) (2024 年 47 人)

- ☐ 管理者 2 人 (兼務)、児童発達支援管理責任者 3 人 (うち 1 人は QJT 対象)
☐ 児童指導員 3 人、指導員 1 人 計 4 人 (うち 1 人は支援長及び臨時職員)
☐ 保育士 3 人
☐ 送迎担当者 1 人 ☐ 有資格者 社会福祉士 (1 人) 合計 1 1 人 (内 1 人見込み)

(3) 支援プログラム

児童発達支援 (送迎含む) 下代「て・い・く」	放課後等デイサービス (送迎含む) 上高橋「て・い・く」	日中一時支援 (A 型) (送迎無し) 2 階 上高橋「て・い・く」
10:00 はじまりの会 (活動内容説明) 10:20 個別の療育 <個別幼児支援計画> ・ことば(話す、聞く) ◆コミュニケーション 10:50 集団活動(グループ) ◆ソーシャルスキル トレーニング ・制作あそび ・音楽遊び ・運動遊び ・文字、数字遊び ※運動遊びは上高橋空地 11:00 おわりの会 (振り返り) アンダーラインは見直し予定	14:00 集合、出席確認 14:20 個別の指導(宿題) <個別支援計画> 15:00 おやつタイム 15:20 自由活動 ◆コミュニケーション ◆ソーシャルスキル トレーニング ・スポーツ活動 ・制作 ・レクリエーション ・ゲーム・読書 ・ビジョントレーニング ・調理(クッキング) ・ロールプレイング 17:10 終わりの会 17:30 自宅送迎	14:00 集合、出席確認 14:20 個別の指導(宿題) ◆コミュニケーション ◆ソーシャルスキル <パソコンを活用> ・プログラミング (スクラッチほか) ・パワーポイント他 (画像処理) ・自由研究 (調べ学習) ・制作&絵画 ・ロールプレイング 17:10 終わりの会 17:30 自宅送迎

☐ 日中一時支援 (A 型) の活動については、日々の利用者の拡大(申請)が必要。

(4) サービス提供の留意点

- ア 障害児通所支援施設として、保護者、幼保、小中学校等と連携して子どもたちの
 つまづきや不得意な面を十分に把握した上で個別支援計画を作成する。
 令和 6 年 4 月の報酬改定では不登校児への対応も新たに追加された。よって個別
 サポート加算Ⅲへの取組も行う。
- イ Zoom を可能な限り活用して担当者会やモニタリング開催時の日程調整を解消する。
 また、hug(支援システム)や一斉メール及びアンケート等の IT(情報技術)を利用
 して支援の検証や手立てを迅速に進める。
- ウ 個別支援計画の策定に際しては、本人及び保護者の同意を得て、幼・保育園、学
 校等にも提供し、連携と支援体制の確立を目指す。

エ 熊本市手をつなぐ育成会の理念や子どもの人権尊重を謳った職員倫理綱領に基づいて個別支援計画を作成する。

オ 昨年6月「て・い・く」のめざす子ども像を5項目掲げた。日々の活動をとおして項目ごとに具体性をもって定着できるよう支援する。

□児童発達支援

- ・児童発達支援ガイドライン及び保育所等保育指針に基づき、子どもの障がい特性にみられる得意、不得意をしっかりと把握した個別療育をおこなう。また、学齢に応じた身の自立（ADL）等の基本的な支援を充実する。
- ・5領域の活動をとおして、対人的なコミュニケーション・スキルや基本的なルールが身に付く療育をおこなう。また、4月から個別支援計画の様式も変更する。
- ・子どもに対する療育と併せて、家庭での育ちを保護者とともに工夫するペアレント・トレーニングに取り組む。
- ・集団活動と個別活動を基本に、利用者のニーズに基づいてより適切な個別プログラムを提供する。
- ・アセスメントシートを活用し、定期的に評価を見直して支援に役立てる。

□放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービスガイドラインに基づき、児童から生徒まで、幅広い年齢に適した支援をおこなう。
- ・集団コミュニケーションをとおして、社会性やルール、マナー等をはじめ信頼関係が育つ支援をする。特にロールプレイングを定期的実施して、子どもたちのコミュニケーション・スキルを高める。昨年からの帰りの会時も週2回 SST を導入した。今年度も継続して取り組む。
- ・ライフステージを保護者や関係機関と確立していく支援をする。
- ・アセスメントシートを活用し、定期的に評価を見直して支援に役立てる。
- ・いろいろな懇談会等をとおして、保護者支援にも積極的に取り組む。

（5）事故防止等の安全対策について

ア 南側道路への飛び出しには特に注意し、徒歩等で郊外に出るときは安全確認の方法を具体的に伝える。

イ 送迎する際は道路交通法を順守する。また、幼・保育園及び小中学校への乗り入れ時は他の児童にも十分注意する。

ウ 事業所内の危険箇所（窓ガラス、柱、階段等）は緩衝材で保護し、張り紙等で危険を知らせる。

エ 法人敷地を有効活用し、定期的に環境整備を実施する。又、安全性を十分確認して砂場や各種の遊具、畑等を設置して活動内容を充実させる。

オ 4月には新規利用者のために幼保育園及び小中学校等に出向き、安全な送迎に係る遵守事項（緊急連絡先、送迎担当者、公用車）を配付し、事前の安全確認を行う。

カ 災害避難訓練を定期的実施し、火災、地震、津波等の各種災害に応じた安全な避難方法を知るとともに、安全に対する意識を高める。（不審者対応）

キ 体験活動（バス・ハイクほか）時は危機管理マニュアルに基づいた安全対策を講じる。また、緊急時の対応についても事前に連絡体制等を把握し、迅速で適切な対応ができるよう周知徹底する。

ク 4月から3列シートを有する送迎車両には全て置き去り防止装置を設置し、毎回

園児及び児童が残っていないかを確認するとともに hug システムに記録する。
ケ 送迎する職員は朝及び夕方の送迎前後に必ずアルコールチェックを実施しシステムのクラウド上にその結果を記録する。

(6) 季節性インフルエンザ等の感染症のへ取り組み

- 4 月から感染症対策委員会の設置が義務付けられた。感染期はもとより定期的に委員会（年 3 回以上）を設置して未然対策にも力を入れる。
- ア 感染拡大防止マニュアルの周知
- イ 〃 に係る事業所としての対応策の徹底。
- ウ 〃 健康観察の実施（健康観察表の作成→検温、体調不良、※マスクなど）
- エ 感染期には公用車及び所内の消毒徹底を毎日徹底する。

(7) 通常健康管理について

- ア 来所後は必ず手洗いをする。また、感染症が蔓延している時はうがいや検温を実施し、健康観察を徹底するとともに感染防止に努める。
- イ 連絡帳及びメールを活用し、子どもの健康状態やメンタル面を常に把握し、家庭と連携して活動に臨む。

3 今年度の重点課題

(1) 利用者の安定的な利用確保に努める。

一の多機能型事業所として、常に定員枠を確保し安定的な運営事業に努める。特に児童発達支援は療育の観点から保護者のニーズが高く、午前及び午後の療育体制を整えサービスの向上を目指す。

(2) 事業収益を増やし運営の安定化を図る。

昨年 4 月からの報酬改定を受け、提供サービスの見直しを図る。実現可能な改善点については早期に申請し収益増に繋げる。（児童指導員配置加算、個別サポート加算Ⅲ 家族支援等々）

(3) 職員研修の充実

- ア 職員数の増加に伴い、事業所内の研修を定例化（週 1 回以上）し、発達障がいに係る研修や福祉制度等々についてスキルアップを目指す。
- イ アに合わせて保護者支援（報酬改定）や事業所のコンプライアンス（法令順守）を高め危機管理面の機能を強化する。
- ウ 昨年試行された e ラーニング研修を制度化し、職員一人ひとりの意識改革とともに事業所全体のスキルアップを目指す。

(4) 関係機関との連携を推進する。

- ア 行政関係
 - こども発達支援センター、西区障がい保健福祉課、西区健康子ども課等
 - 具体的取組：パンフレット、りょういく懇談会等の案内チラシ配付
- イ 西区 幼稚園、保育園（20 箇所） 小学校（校） 中学校（1 校）
 - 具体的取組
 - 月 1 回、「て・い・く」便りを発行し、小中学校、保護者に配付する。
 - また、関係学校については、本人、保護者の了解を得て個別支援計画をもとに支援会議を開催する。
- ウ 地域との連携（上高橋地区）

□具体的取組

自治会役員への「て・い・く」便り、りょういく懇談会案内チラシ等を配付、四季の行事への案内（もちつき他）

団地の集会場を借用し、必要に応じて共催で行事を開催する。

（コンサート、カラオケ会ほか）

※コミュニティとしての方向性を模索する。社会資源の活用。（伝承遊びなど）

（５）令和６年度自己評価表の作成について。

障がい児通所支援事業所において、平成３１年度から自己評価結果等の公表が義務付けられた。よって、自己評価表の作成に取組むとともに、ホームページ等で公開する。

令和５年度からスマートフォンを活用したアンケートを実施。結果は hug システムや一斉メール等を活用して公開する。（２月）

（６）「て・い・く」オリジナルプログラムの取組

発達障がい者のためのコミュニケーションスキル（ソーシャルスキルトレーニング）に取組む。開所時から続けてきたロールプレイングは昨年度１１０回を超えた。今後とも内容を充実させ継続する。

４ 今後の課題について

（１）営業日の拡大に伴うシフト制の充実

土曜日及び祝日に出勤（週内）するため支援内容や安全対策も含めた職員体制を確立する。また、交代で月に１回程度土日の２日休業を取り入れる。

（２）「て・い・く」単独事業所の開所に向けて

ア 「て・い・く」運営の安定化を目指すために熊本市の動向（総量規制）を把握し一の多機能型事業所の運営を見直す。具体的には放課後等デイサービスの定員を１０人、１０人に分けて給付単価を上げる。現状で申請に向けて何が可能か、人員、施設等々を検証し令和６年若しくは８年度の開所に向けて準備を開始する。

イ キャリアパス及び事業所の拡大からも資格者の育成に取組む。

（相談支援員初任者研修、児童発達管理責任者研修及びOJT 該当者申請、その他の研修）

（２）保育所等訪問支援事業への取組

児童発達支援の療育を充実させるとともに新規事業への取組みを推進する。前段階として児童発達支援事業を午前の療育、午後の療育の完全２部制にして実績を伸ばす。訪問支援事業の事前取組として保育士を新たに１人採用する。

５ 令和７年度の行事計画「て・い・く」の行事予定

月	行 事	月	行 事
4 月	☐ お見知り会 お花見（独鈷山） ☐ 避難訓練（火災） ☐ バス・ハイク（バナナ狩り）	10 月	☐ いもほり（10 月～11 月） ☐ 避難訓練（火災） ☐ バス・ハイク

5 月	☐ バーベキュー（子どもの日） ☐ サツマイモ植え ☐ バス・ハイク（いちご狩り） ☐ マジックショー（高橋公民館）	11 月	☐ チューリップ球根植え ☐ みかん狩り体験（バス・ハイク） ☐ 合同カラオケ大会（高橋公民館）
6 月	☐ 「て・い・く」運動会（体育館） ☐ 避難訓練（地震） ☐ パンづくり（ボランティア） ☐ しょうぶの里祭り（交流） ☐ バス・ハイク（JRの旅）	12 月	☐ クリスマス飾り ☐ しめ縄・門松づくり体験 餅つき会（地域合同） ☐ 大掃除 ☐ 避難訓練（地震）
7 月	☐ 七夕飾りづくり ☐ 所外活動体験 （公共交通機関利用ほか）	1 月	☐ 書初め ☐ 保護者アンケート（自己評価） ☐ バス・ハイク（野外活動）
8 月	☐ クッキング、買い物など ☐ 「て・い・く」夏祭り ☐ 宿泊キャンプ （菊池少年自然の家）1～2日 「バス・ハイク」 ☐ 避難訓練（不審者） ☐ 熊本市手をつなぐ育成会大会参加	2 月	☐ 豆まき ☐ 避難訓練（不審者） ☐ バス・ハイク（野外活動） ☐ 合同カラオケ大会（高橋公民館） ☐ 「て・い・く」自己評価実施 ☐ 「て・い・く」自己評価公開
9 月	◇8周年記念事業 ☐ バス・ハイク（野外活動） ☐ 収穫体験	3 月	☐ 思い出制作 ☐ 「て・い・く」お別れ会 ☐ 苦情解決第三者委員会

【その他】

- 1 長期休業中は、子どもたちと特別プログラムを作成（学習優先）する。
- 2 育成会活動（つなごう会・しょうぶの里祭り）や地域の行事等には可能な限り参加する。
- 3 活動には社会資源を大いに活用する。
パンづくり・マジックショー・ちょんかけゴマ・三線・ピアノコンサート他
- 4 隔月に実施する避難訓練は、火災、地震・津波、不審者等を想定する。
（可能な限り関係機関の協力を依頼する。）
- 5 日中一時支援（A型）は、放課後等デイサービスの活動を基本としながらも今後は独自の活動内容を計画していく。

